21.7.29 【大阪府試案】

「国と地方の協議の場」に係る組織・機能と工程表のイメージ

	地方が関与していくべき組織・機能		
	初期的（骨太）な制度設計	恒常的な行政の事前審査・提案	立法機能
H21	分権改革推進委員会		
	党マニフェスト		
	（仮称） ■新・分権改革推進法の制定 （時限立法）	新・分権改革一括法	
H22	（仮称） ■分権改革諮問会議の設置 ○組織・運営 内閣官房又は内閣府に設置 首相が議長 （重要政策会議） 事務局は自治体職員や民間人材を中心に構成 ○役割 地方分権の推進に係る特に重要な事項（国と地方の役割分担のあり方、地方税財政制度のあり方など）を調査審議し、決定 ○構成 首相、官房長官、分権担当大臣、主要大臣、党政調会長（国務大臣を兼務）、地方六団体の各代表者から構成 諮問会議の指示に基づき、具体の制度設計を行う有識者の委員会を下部組織として設置	出先機関統廃合 *地域主権元年*	《ポイント》 地方の決定権・提案権について 【現行】 ○政府分権改革推進本部と分権改革推進委員会が別組織 （政府･･･首相以下閣僚） （委員会･･･学識者、地方） ○分権改革諮問会議に集約 首相（議長）の強力なリーダーシップのもと、地方が直接参画することで、地方の決定権（同意・拒否権）・提案権を担保 ※ 三位一体改革の際の「国と地方の協議の場」は官房長官がトップ
H23	（仮称） ■地域主権基本法 ～ 「国と地方の役割分担の基本原則」「条例制定権の確立」「自治財政権の保障」などを規定		
H24		（仮称） ■自治院の設置 ○組織・運営 内閣所轄又は内閣府に設置 分権担当大臣が議長 （合議機関） 事務局は地方6団体が主体的役割 ○役割 ・基本法の趣旨を実現するため、各省庁の地方関係政策について法案化に先立ち事前審査（地方自治の基本的な準則の見直し、国による新たな義務付け・関与の創設、地方税財政制度の見直し） ・地方からの提案に基づき、審査・法案提出 ⇒ 地方の総意が整ったものを閣議・国会へ （※ 地方の拒否権は地方6団体の総意に限定） ○構成 官房長官、分権担当大臣、主要大臣、党政調会長（国務大臣を兼務）、地方六団体の各代表者から構成 国会等のスケジュールに沿った定例的な意思決定会議の開催	《ポイント》 地方の決定権について ○事前審査を義務付けることで、地方の決定権（同意・拒否権）を担保 ※拒否権は地方六団体の総意に限定 地方の提案権について ○分権担当大臣のリーダシップのもと、地方が主体的に関わることで、提案権を担保
H25			■参議院改革 参議院に「地方首長等枠」を設定 自治法の兼職規定を改正し、地域ブロックごとで知事等を被選挙要件として直接選挙で選出
H30	*道州制の実現にあわせて、より地域主権的な国と地方の関係へ！*		